

1 行政不服審査会への諮問について

- 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第43条では、裁決の客観性・公正性を高めるため、一定の場合を除き、審査庁に対し、行政不服審査会への諮問を行うことが義務付けられている。

<行政不服審査会への諮問を要さない場合(法第43条第1項各号)>

- ・ 原処分又は裁決の際に、他の法令の規定に基づき、行政不服審査会以外の委員会や審議会等の機関が関与する場合(第1号から第3号まで)
- ・ 審査請求人が諮問を希望しない場合(第4号)
- ・ 行政不服審査会が諮問を不要と認める場合(第5号) … 現在、福岡県行政不服審査会では指定なし
- ・ 審査請求が不適法であり、却下する場合(第6号)
- ・ 申請に対する処分以外の処分についての審査請求を全部認容する場合(第7号)
- ・ 審査庁が処分庁等又は処分庁の上級行政庁である場合に、申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合(第8号)

2 行政不服審査法第43条第1項第5号による案件の指定について

- 改正行政不服審査法が平成28年4月から施行され、約2年が経過。
- 従来、福岡県行政不服審査会(以下「審査会」という。)には、法で定める諮問適用除外事由に該当する場合を除き、全ての案件を諮問。



簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという法の目的に鑑み、これまでの実績等を踏まえ、審査会が調査審議を行う意義が小さいと認められる案件については、法第43条第1項第5号により、審査会への諮問を要しないこととしてはどうか。

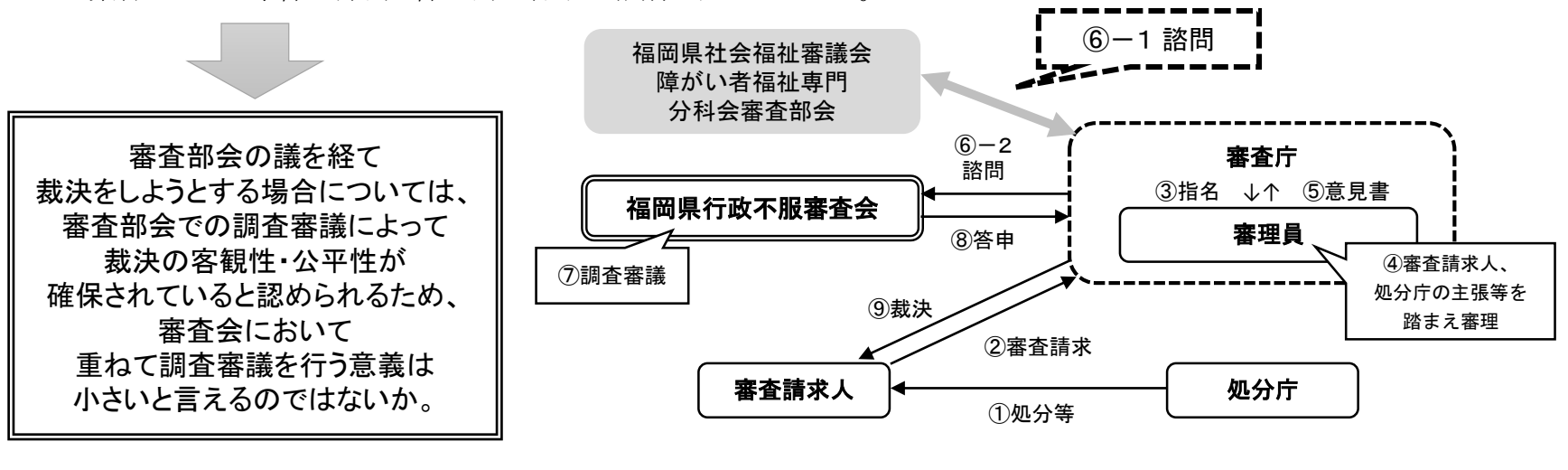
3 諮問を要しないこととする案件(案)

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求であって、裁決をしようとするときに、福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会※の議を経て、当該審査部会の答申と同旨の裁決をしようとする場合

※ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)の規定に基づき設置される、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議を行うための機関。複数の医師から構成される。

<審査会への諮問を要しないと考えられる理由>

- ・本県では、身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求がなされた場合、原則、福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)に諮問した上で、審査会へ諮問している。
- ・平成28年4月以降、身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求であって、審査部会及び審査会への諮問がなされた全ての案件において、審査部会と審査会の答申の結論は同一であった。




3 諮問を要しないこととする案件(案)

- ② 同一の者からなされた同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれるものとして、審査会会長が認めた場合

<審査会への諮問を要しないと考えられる理由>

- ・同一の者からなされた同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれるものについては、審査会への諮問を行ったとしても、審査の期間が長期化するのみであり、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るといふ法の目的にそぐわないと考えられる。
- ・ただし、上記要件への該当性については、慎重に判断する必要がある。



上記要件に該当するものとして、審査会会長が認めた場合については、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るといふ法の目的に鑑みると、審査会において重ねて調査審議を行う意義は小さいと言えるのではないか。

【参考】総務省行政管理局「逐条解説 行政不服審査法 平成28年4月」(抜粋)

例えば、次のような案件については、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質に鑑み、行政不服審査会等への諮問を行う意義が乏しいと考えられるが、具体的には、行政不服審査会等によって運用において判断されるものであり、行政不服審査会等が個々の審査請求の事件について調査審議を行い、答申を集積することにより、定型化・類型化されていくことが想定される。

- ① (略)
- ② 行政不服審査会等において、調査審議を重ねる中で、過去に類似の事件があつて、先例となる答申が存在し、調査審議しても明らかに同じ結果となるものなど、処分の類型や審査請求の趣旨及び理由等に照らし、行政不服審査会等の関与を要しないと認めるもの。
- ③・④ (略)

○ 行政不服審査法(抄)

(目的等)

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 (略)

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会)である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)への諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六 審査請求が不適法であり、却下する場合

七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

2~3 (略)